

利害関係者との間における行為の制限等について

～指針のあらまし・解説～

本市では、職員と職員の職務に利害関係のある方との間で適切な関係が保持できるよう、「利害関係者との間における行為の制限等に関する指針」を策定し、平成24年7月1日から施行することといたしました。本指針では、利害関係のある方から供応接待を受けたり、金銭や物品の贈与を受けることを禁止するなど、職員が守るべき具体的なルールを定めています。

職員が職務を遂行するうえで、市民の皆さまから疑惑や不信を招くことのないよう、公私にわたる高い倫理観のもと、本指針に従った公正な職務執行に万全を期してまいります。

市民の皆さま及び事業者の皆さまにおかれましても、本指針についてご認識いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 利害関係者とは

利害関係者の定義

「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の表に掲げる事務の区分に応じ定める者で、職員と利害関係者との間でこの指針に定める一定の行為を行なうことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある者をいいます。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除きます。

事務の区分	対象者
許認可等をする事務	許認可等を受けて事業を営んでいる事業者等、許認可等の申請をしている事業者等及び許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等
補助金等を交付する事務	補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等、補助金等の交付の申請をしている事業者等及び補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等
立入検査又は監査をする事務	立入検査又は監査を受ける事業者等 ※検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合も対象とします。
不利益処分をする事務	不利益処分を受ける事業者等
行政指導をする事務	行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等
契約に関する事務	契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等及び契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
その他の事務	その他市に対して具体的作為又は不作為を求めている事業者等

※ 「事業者等」とは、法人その他の団体及び個人（その事業の利益のための行為を行う場合に限る。）のことをいいます。事業者等の利益のためにする行為を行う場合における法人の役員、従業員、代理人その他の者を含みます。

※ 次のケースも利害関係者となります。

- ① 職員が他の職員に対して職務上の影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力の行使を期待して職員に接触する者も利害関係者に含めることとしています。
- ② また、異動した後も異動前のポストに影響力を行使することにより、そのポストの職務の執行の公正さを歪めるおそれがあることから、異動後3年間は利害関係を継続する取扱いを設けています。

2. 利害関係者との間で禁止される行為

禁止行為とその例外

「利害関係者」との間では、次の行為が禁止されます。

禁止行為① 自己の費用を負担せずに共に飲食をすること

利害関係者と自己の費用を負担せずに共に飲食することは、職務外の関係だけでなく、職務上での関係であっても禁止します。

【例外】

- ・職務として出席した会議等において簡素な飲食物の提供を受けること。
- ・多数の者が出席する立食パーティーにおいて飲食物の提供を受けること。

禁止行為② 職務外において、市の発注する事業等の請負者(請負者になろうとしていることが明らかな者を含む。)である利害関係者と共に飲食をすること

利害関係者の中でも、市が発注する事業等の受注に関係する者(いわゆる「業者」と)の職務外での接触は厳しく制限し、職務外の関係では、自己の費用を負担する場合であっても共に飲食することを禁止します。「市の発注する事業等の請負者」とは、工事請負業者、受託業者、物品購入業者等が該当します。また、成田市工事入札参加業者資格者名簿に登録された業者等、請負者になろうとしていることが明らかな者を含みます。

禁止行為③ 金銭又は物品を受け取ること

利害関係者から金銭や物品を受け取ることは、せん別や祝儀などの名目を問わず禁止されます。

【例外】

- ・広く一般に配布するための宣伝用物品(カレンダー、手帳など)又は記念品を受け取ること
- ・社会通念上儀礼の範囲内の香典又は供花を受け取ること

禁止行為④ 供給接待を受けること

供給については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待)がこれに該当します。

禁止行為⑤ 不動産の贈与を受け取ること

禁止行為⑥ 金銭の貸付けを受け取ること(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)

利害関係者から金銭の貸付けを受け取るとは、一般的な利息を払った場合でも許されません。

【例外】

- ・金融機関などが利害関係者に該当する場合には、一顧客として貸付けを受け取ること

禁止行為⑦ 適正な対価を支払わずに、不動産、物品等を購入し、若しくは不動産、物品等の貸付けを受け、又は役務の提供を受けること

「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、物品購入契約の相手方である事業者には虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことなども該当し得ます。

【例外】

- ・職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者から提供される物品（電話、ファックスなど）
- ・職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者から提供される自動車を利用すること

禁止行為⑧ 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借若しくは購入を行うこと

禁止行為⑨ 本来自ら負担すべき債務を利害関係者に負担させること

禁止行為⑩ 未公開株式を譲り受けること

未公開株式の譲り受けは、有償・無償を問わず禁止されています。

禁止行為⑪ 利害関係者と共に一緒にゴルフ、麻雀、旅行（職務のための旅行を除く。）等をする

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず、利害関係者とゴルフ、麻雀や旅行を一緒にすることは許されません。利害関係者が職員の費用を負担した場合は「禁止行為④」の供応接待にも該当します。

【例外】

- ・公務のための旅行

禁止行為⑫ 利害関係者をして、第三者に対し「禁止行為①から⑪の行為」をさせること

利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社の業務を手伝わせたりすることなどがこれに該当します。

禁止行為⑬ 職務外において、通常範囲を超えて特定の利害関係者と繰り返し接触をすること

※その他不適切な行為として総括倫理監督者が認める場合で、禁止行為に該当することがあります。

※ 次の表は、職員と利害関係者とが一緒に飲食する際の可否を一覧表にしたものです。本市においては、工事請負業者など（市が発注する事業等の受注に関係する者）との職務外での飲食については、有償であっても、疑惑や不信を招く恐れがあることから禁止することとします。

			茶 菓	簡易な飲食	簡易な飲食以外の飲食
職務上での関係	有 償		○	○	○
	無 償				×
職務外での関係	利害関係者 (下記以外)	有 償	—	○	
		無 償		×	
	市の発注する事業等の 請負者(注1)	有 償		×	
		無 償		×	

○ = 公務員としての高い倫理意識を持つなかでの行動であれば可能

× = 禁止（総括倫理監督者が認める場合は除く。）

(注1)市の発注する事業等の請負者には、請負者になろうとしていることが明らかな者を含む。

(注2)職務上での関係において、多数のものが出席する立食パーティーに参加する場合は、飲食物の提供を受けることができる。

3. 私的な関係にある利害関係者との禁止行為の例外

親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動等の私的活動を通じて知り合った者等、職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止しようとするものではありません。

そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれのないものに限り、禁止行為の例外とするものです。

【例】

- ・利害関係者に当たる高校時代からの友人から結婚祝や香典をもらうこと
- ・親の葬儀で、利害関係者に当たる親戚から香典をもらうこと
- ・利害関係者に当たる友人も含まれる高校のクラス会に出席すること

4. 利害関係者でない者等との間における禁止行為

利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止しています。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、私的な関係もないような者から供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるような場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受ける場合には、そのような供応接待を行う側は、職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであることなど、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係からみて社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることを禁止するものです。

また、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合とは想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づき、禁止しています。

- 接待を繰り返し受けるなど通常の一般の社交の程度を超える行為
- 飲食物の料金等をその場に居合わせない事業者等に支払わせる行為(つけ回し)

【お問合せ先】 成田市役所企画政策部人事課
〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
《電話 0476(20)1505》